

# フォーミュラシリーズ競技細則

2014年4月1日改正

2009年4月1日改正

2008年4月1日制定

## 303 F550

1 2サイクルエンジンの排気量は351cc以上、550cc以下とする。

ただし2サイクル環境対応エンジンは1.3倍、4サイクルエンジンは1.6倍までとする。<2014年から2019年までとし、それ以降については2018年に検討し発表する>

2 艇体は、次の通りとする。

- (1) カタマラン型とする。
- (2) 2サイクルエンジンのスポンソンの長さは、2.75m以上とする。
- (3) 総重量（ドライバー、機関、強化コックピット、残燃料を含む）は、250kg以上とする。
- (4) ブレーキ効果を生じたり、スプレーを上げる装置は禁止する。
- (5) ウイング、ハイドロフォイルの取付けは禁止する。
- (6) 強化コックピットを装備した場合、別に定める「アウトボードクラスの強化コックピット規則」の強化コックピットを装備しなければならない。
- (7) バックミラーを装備しなければならない。
- (8) パワートリム取付けは水密を確保しなければならない。

3 機関は、次の通りとする。（2サイクル）

- (1) 機関の数は、1基とする。
- (2) 燃料吸入方式は、気化器とする。
- (3) 前進、中立、後進させるギア変換装置を持っていないなければならない。
- (4) 電磁ポンプ式の機関は、艇体外部にバッテリーの絶縁スイッチを取り付けなければならない。
  - ①絶縁スイッチの作動ハンドルは、デッキに取付けられていなければならない。（スターンの1～3m前の左側が適当）
  - ②絶縁スイッチは、赤の蛍光色でON/OFFの位置が示されていないといけない。

#### 4 機関は、次の通りとする。(2サイクル環境対応・4サイクル機関)

- (1) 機関の数は、1基とする。
- (2) 前進、中立、後進させるギア変換装置を持っていなければならない。
- (3) 電磁ポンプ式の機関は、艇体外部にバッテリーの絶縁スイッチを取り付けなければならない。
  - ①絶縁スイッチの作動ハンドルは、デッキに取付けられていなければならない。  
(スターンの1～3m前の左側が適当)
  - ②絶縁スイッチは、赤の蛍光色でON/OFFの位置が示されていなければならない。
- (4) 減速して航走出来なければならない。
- (5) 機関の冷却は水循環ポンプによって行わなければならない。
- (6) コントロールレバーは、選手の手が届く範囲にななければならない。
- (7) 後進運動は、後進ギアの一作動で出来なければならない。
- (8) 外部から助力無しに迅速、かつ容易に始動出来なければならない。
- (9) スターターモーターは、純正品で、変更や調整をしてはならない。

#### 5 許可される改造は、次の通りとする。(2サイクル)

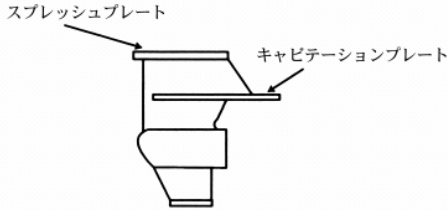
なお、「純正品」とは、当該メーカーが発行した、当該機種のスペアーパーツカタログに掲載され、市販されているものをいう。「社外品」とは、純正品以外の部品をいう。

##### (1) パワーユニット関係

- ①シリンダ(純正品)は、内部加工してもよいが、外部加工は、強化する以外は認めない。
- ②シリンダのウォータージャケットは、加工してもよい。
- ③シリンダのスリーブ(純正品)は、純正品のオーバーサイズピストンが入る範囲内でポーリングしても良い。
- ④シリンダヘッド(純正品)は、加工してもよい。
- ⑤吸排気ポートは、加工してもよい。
- ⑥ピストン、ピストンリングは、社外品と交換してもよい。
- ⑦ピストンは、加工してもよい。
- ⑧クランクピン(純正品)は、強化するために加工してもよい。
- ⑨クランクシャフトのカウンターウエイト(純正品)は、加工してもよい。
- ⑩クランクケース(純正品)は、内部加工してもよいが、外部加工は、強化する以外は認めない。

- ⑪ガスケット、シール、Oリングは、社外品を使用してもよい。
  - ⑫コネクティングロッド（純正品）は、軽量加工してもよい。
- (2) 吸排気関係
- ①リードバルブアッセンブリーは、純正品を加工又は社外品と交換してもよい。
  - ②キャブレターは、純正品、社外品を問わず加工、交換及び増加してもよい。
  - ③キャブレターのスロットルレバーにスプリングを加えてもよい。
  - ④インテークマニホールドは、純正品を加工または社外品と交換してもよい。
  - ⑤エキゾーストインナーチューブは、純正品を加工または社外品と交換してもよい。
- (3) 電装関係
- ①電装品は、社外品と交換してもよい。
  - ②AC コイルは、取り外してもよい。
  - ③スターターモーターは、社外品と交換してもよい。
  - ④タイマーベースは、固定してもよい。
  - ⑤過回転防止スイッチは、取り外してもよい。
  - ⑥スターターロックは、取り外してもよい。
  - ⑦フライホイールは、社外品を使用、軽量加工してもよい。
- (4) ミッドセクション
- ①トランサムブラケット（クランプスクリューブラケット）は、強化のため、純正品を加工または社外品と交換してもよい。
  - ②モーターのラバーマウントは、取り外したり、交換してもよい。
  - ③スィベルブラケットは、パワートリムを取り付けるために変更したり、ショックアブソーバーを取り外したり、交換してもよい。
- (5) 冷却関係
- ①ウォーターチューブは、加工してもよい。
  - ②ウォーターチェックラインは、加工してもよい。
  - ③ウォーターピックアップは、艇体やギアケースに設置してもよい。ただし、冷却水はウォーターポンプ室（インペラの取外しは不可）を経由して供給しなければならない。
  - ④冷却装置のサーモスタット、及び圧力バルブは取り外してもよい。
- (6) ギアケース関係
- ①ギアケース（純正品）は外部加工してもよい。
  - ②排気口は、追加してもよい。ただし、キャビテーションプレートより下に設

置しなければならない。(図参照)



- ③ トリムタブは、プロペラに合わせるために、取り外したり、交換してもよい。
  - ④ ギアケースの内部部品は、ホモロゲーションシートに示す通りとする。ただし、ギアケースヘッド（ベアリングハウジング）の加工、及びギア比を変更してもよい。
  - (7) プロペラ
    - ① プロペラは、社外品と交換してもよい。
    - ② プロペラボス排気方式のギアケースは、標準プロペラボスに合うギアケース後部の排気孔径を最小とする排気管を備えたプロペラを使用しなければならない。ただし、ノーズコーンを取り付けることにより、プロペラは自由とする。
  - (8) エンジンカバー
    - ① エンジンカバー（純正品）は、空気孔をあけたり、またはルーバーを取り付けてもよい。ただし、全体の形状を変えてはならない。
  - (9) その他
    - ① ボルト、ワッシャー、及びナットは交換してもよい。
    - ② ステアリング機構は変更してもよい。ただし、ステアリングバーを取り外したり、新しいものを取り付けることにより生じた開口部は、密封しなければならない。
    - ③ 回転計、温度計、水圧計を取り付けてもよい。
    - ④ この規則で改造を認められていない部品は、ホモロゲーションシートに示す規定寸法、及び重量まで機械加工してもよい。
    - ⑤ 純正品の詳細が明らかではないときは、同一の部品と比較して判断してもよい。
- 6 許可される改造は次のとおりとする。（2サイクル環境対応・4サイクル機関）
- (1) ボルト、ワッシャー、及びナットは交換してもよい。

- (2) プロペラは、交換してもよい。
- (3) トリムタブは、プロペラに合わせるために、取外したり、変更してもよい。
- (4) ギヤケースの外側は、自由とする。ただし、ギヤケースの内部部品及び排気口は、純正品に準ずるとし、追加をしてはならない。
- (5) 冷却は、ウォーターポンプの供給によらなければならない。
- (6) 冷却装置のサーモスタット、及び圧カバルブは取外してもよい。
- (7) ステアリング機構は変更してもよい。ただし、ステアリングバーを取外したり、新しいものを取付けることにより生じた開口部は、密封しなければならない。
- (8) ミッドセクションは、パワートリムを取付けるために変更したり、ショックアブソーバーを取外したり、変更してもよい。
- (9) モーターのラバーマウントは、取外したり、変更してもよい。
- (10) 回転計、温度計、水圧計を取付けてもよい。
- (11) 過回転防止スイッチは、取外してもよい。
- (12) スターターロックは、取外してもよい。
- (13) オリジナルスパークプラグは、交換してもよい。
- (14) キャブレターのジェットの寸法は、変更してもよい。
- (15) キャブレターのスロットルレバーにスプリングを加えてもよい。
- (16) フライホイールの変更は認めない。ただし、純正品の寸法と重量であれば、バランスを調整してもよい。
- (17) 純正品の詳細が明らかではないときは、同一の部品と比較して判断してもよい。

7 この規則に明記されていない部品をエンジンに加えたり、取り外したり、改造してはならない。

8 燃料は、次の通りとする。

- (1) 市販されている自動車、または航空用とする。
- (2) 燃料に2サイクルエンジン用潤滑油を加えてもよい。
- (3) 燃料またはエアークリーンターから、機関の出力を増加させる添加剤を加えてはならない。